2　1(a)の規定に従って追加的な約束を行う締約国は、当該約束を附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表に記載する。

3　1(b)の規定に従って追加的な約束を行う締約国は、当該約束を附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表のC表に記載する。

第八・十条　透明性に係る表

1　第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行う締約国であって、第八・三条（約束に係る表の記載）2の規定に従ってこの条の規定に基づく約束を行うことを選択するものは、中央政府が維持する第八・四条（内国民待遇）又は第八・五条（市場アクセス）の規定に適合しない現行の措置に関する拘束力のない透明性に係る表（以下この章において「透明性に係る表」という。）を作成し、他の締約国に送付し、及びインターネットにおいて公に利用可能なものとする。当該透明性に係る表には、この章において当該締約国が特定の約束を行った分野を含める。

2　締約国の透明性に係る表については、透明性のためにのみ作成するものであり、提出の時点において正確なものとし、並びにこの章の規定に基づく当該締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この条のいかなる規定も、締約国が1に規定する措置を改正することを妨げるものではない。締約国の透明性に係る表の記載と附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の当該締約国の表の記載に相違がある場合には、同附属書の当該締約国の表の記載が優先する。

3　透明性に係る表には、次の要素を含める。

(a)　分野及び小分野又は活動

(b)　適合しない規定の種類（内国民待遇又は市場アクセス）

(c)　措置の法的根拠又は権限

(d)　措置の簡潔な説明

4　締約国は、自国の透明性に係る表について、これが完全かつ正確であることを確保するため、必要に応じ、次のいずれかの方法によって更新する。

(a)　新たな又は改正された適合しない措置を加えること。

(b)　存在しなくなった措置を削除すること又は適合しない措置を維持しなくなった分野、小分野若しくは活動を削除すること。

5　いずれの締約国も、透明性に係る表から生ずる紛争又は解釈上の問題について、第十九章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。

第八・十一条　現地における拠点

第八・八条（適合しない措置に係る表）の規定に従って約束を行う締約国は、他の締約国のサービス提供者に対し、同条に規定する適合しない措置を除くほか、第八・一条（定義）(r)(i)、(ii)又は(iv)に規定するサービスの提供を行うための条件として、自国の領域において代表事務所、支店若しくは何らかの形態の法人を設立し、若しくは維持し、又は居住することを要求してはならない。

第八・十二条　移行

1　第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行う締約国（以下この条において「移行締約国」という。）は、他の締約国への配布のため、この協定が効力を生ずる日の後三年以内（カンボジア、ラオス及びミャンマーについては、この協定が効力を生ずる日の後十二年以内）に、第八・八条（適合しない措置に係る表）(注)に合致する適合しない措置に係る表の案（以下この条において「表の案」という。）をサービス及び投資に関する委員会に提出する。

注　この1に規定する表の案及び4に規定する採択済みの表については、第八・八条（適合しない措置に係る表）1(a)の規定において「現行の」というときは、「締約国の採択済みの表が効力を生ずる日において効力を有する」をいうものとする。

2　各移行締約国の表の案に含まれる約束については、第八・三条（約束に係る表の記載）2の規定に従って行われた当該各移行締約国の約束と比較して、同等又は一層高い水準の自由化を記載するものとし、約束の水準を低下させるものとしてはならない。

3　締約国は、検証及び明確化のために表の案の検討を行うものとし、表の案が2に定める要件を満たすことを確保するため意見を述べる機会を有する。検証及び明確化の過程は、締約国に特定の新しい約束について交渉する権利を与えるものではない。(注)移行締約国は、受領した意見に回答する機会及び自国の表の案における曖昧な点、語句の欠落又は誤りを解決することを目的として必要に応じて表の案の修正又は改定を行う機会を有する。

注　この条のいかなる規定も、締約国に対し、特定の分野又は小分野について第八・六条（最恵国待遇）の規定に基づく約束を行うことを要求するものではない。

4　サービス及び投資に関する委員会は、3に規定する検証及び明確化の過程が完了した後、5の規定に従って附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の移行締約国の表に代わる当該移行締約国の表の案をコンセンサス方式によって採択することができる（採択された表を以下この条において「採択済みの表」という。）。移行締約国は、その後、自国の採択済みの表を寄託者に提出し、関係する国内手続を完了した旨を寄託者に対して書面により通告する。(注)

注　この4の規定は、移行締約国が、関係する国内手続を行うに当たり、自国の採択済みの表の可能性のある改定について締約国間で協議するよう要請すること及びこの4の規定に従って行う寄託者への提出のためにサービス及び投資に関する委員会が改定された採択済みの表の改定をコンセンサス方式によって採択するよう要請することを排除するものではない。

5　第二十・四条（改正）の規定にかかわらず、移行締約国が自国の採択済みの表を寄託者に提出し、関係する国内手続を完了した旨を寄託者に対して書面により通告した場合には、当該移行締約国の採択済みの表は、当該移行締約国による寄託者への通告の日の後六十日で当該移行締約国と他の締約国との間で効力を生ずる。ただし、締約国が移行締約国による寄託者への通告の日から六十日以内に自国については当該採択済みの表が当該移行締約国による寄託者への通告の日から六十日以内に効力を生じない旨を寄託者に対して書面により通告した場合には、当該採択済みの表は、当該移行締約国と当該締約国との間では、当該締約国が自国の関係する国内手続を完了した旨を寄託者に対して書面により通告した日又は当該移行締約国と当該締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

6　第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に基づく附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の移行締約国の表は、当該移行締約国と他の締約国との間で、当該移行締約国の採択済みの表が当該他の締約国について効力を生ずるまでの間、引き続き効力を有する。

7　1から4までに規定する過程は、この協定が効力を生ずる日から六年以内（カンボジア、ラオス及びミャンマーについては、この協定が効力を生ずる日から十五年以内）に完了させなければならない。

第八・十三条　特定の約束に係る表の修正

1　第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行う締約国（以下この条において「修正を行う締約国」という。）は、附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表における約束が効力を生じた日から三年を経過した後いつでも、「FL」の記載がある分野又は小分野の約束を除くほか、当該約束を修正し、又は撤回することができる。ただし、修正を行う締約国が、この条の規定に従い、かつ、次のことを行うことを条件とする。

(a)　約束を修正し、又は撤回するとの自国の意図をその修正又は撤回の実施が予定される日の遅くとも三箇月前までにサービス及び投資に関する委員会に通報すること。

(b)　必要な補償的調整について合意に達することを目的として、要請を行った締約国と交渉を開始すること。

2　関係する締約国は、1(b)に規定する交渉を通じて補償的調整を図るに当たり、当該交渉の前に附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の修正を行う締約国の表に定められた水準よりもサービスの貿易にとって不利とならない互恵的な約束の一般的水準を維持するよう努める。

3　この条の規定に基づく補償的調整については、無差別に全ての締約国に与えられる。

4　1(b)に規定する要請が行われた最後の日の後三箇月以内又は修正を行う締約国と要請を行った締約国との間で合意した他の期間内に関係する締約国が補償的調整について合意に達することができない場合には、要請を行った締約国は、その問題を仲裁に付託することができる。補償を受ける権利を行使することを希望する締約国は、仲裁に参加しなければならない。修正を行う締約国は、仲裁の認定に従って補償的調整を行うまでの間自国の約束を修正し、又は撤回することができない。

5　4の規定による仲裁は、サービス及び投資に関する委員会が10の規定に基づいて別段の決定をする場合又は当該仲裁の当事国が別段の合意をする場合を除くほか、千九百九十九年七月十九日に採択されたサービスの貿易に関する一般協定第二十一条の規定の実施のための手続（文書番号S／L／第八十号）（その改正を含む。）（以下この章において「サービス貿易一般協定第二十一条手続」という。）の7から19までに規定する手続を準用して実施される。